

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）２８条５項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成２９年９月２１日付けで行った法２８条５項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第３ 請求人の主張の要旨

却下理由に虚偽を書く。不規則発言をくり返すのでやめてほしい。相手がぶれるので、こちらが対応できない。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年7月18日	諮問
平成30年8月29日	審議（第24回第3部会）
平成30年9月28日	審議（第25回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

(2) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項1号に「要保護者の氏名及び住所又は居所」を、4号に「要保護者の資産及び収入の状況」を挙げている。

また、法24条2項は、同条1項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

(3) 法28条1項は、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該要保

護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるものとしており、同条5項は、保護の実施機関は、要保護者が同条1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避するときは、保護の開始の申請を却下することができるものとしている。

- (4) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）によれば、「新規申請があった場合は、申請書、収入申告書及び資産申告書（預貯金等について記載したもの）を徴し、可能な範囲で当該記入内容を証明するための資料の提出を求める。」とした上で、「申請時に申請書以外の書類や資料が提出されなくとも、申請は受理する必要がある。協力を得られず未提出等により調査ができないため、保護の要件が確認できない場合は、法第28条第5項により申請を却下することとなる。」とされている（運用事例集問10-4の回答1）。

また、「預貯金の把握については、資産申告書に基づいて、対象者からその状況を聞き取るとともに、預金通帳等の提示を求める。」、「年金・手当等の受給者についてはそれらが振り込まれている通帳…も提示を求め、残高を確認するとともに、過去1年間程度の入出金の状況を確認する。」とされている（同回答2）。

運用事例集による上記取扱いは、法28条1項及び5項の規定による資料の提出要求及び保護申請却下の処理について具体的に示したものであって、合理性が認められるものである。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人が「住むところがない」として保護を申請していることから、宿泊所への入居調整を行うため、担当者から請求人に複数回、電話連絡を行うも、請求人は、これら連絡に応じず、現在地について処分庁に明らかにしなかったことが認められる。

また、担当者は、保護の決定のためには、請求人の資産及び障害年金の収入の状況を確認する必要があることを請求人に説明し、預金通帳の提示を求めるも、請求人は、「これ以上は出せない。年金振込口座の通帳もキャッシュカードも持っていない。」などと発言し、その後の担当者からの連絡にも応じなかったことが認められる。

そうすると、処分庁が、請求人について、保護の開始時に必要な調査が行えず、保護の要否判定及び程度の決定ができないと判断したことについて、不合理な点はなく、本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 ところで、請求人は、追加の意見として、「住宅費扶助を含めれば収入を超えるのに、住宅扶助を超えるのに却下されることである」と述べており、生活費及び住居費の合計額が総収入を上回っていれば、保護を受けることができると主張しているようである。

しかし、本件はそもそも、請求人から資産及び収入の状況を確認するために必要な預金通帳の提示がなされず、また本件申請後、請求人が処分庁からの連絡に応じなかったため、処分庁が保護の要否判定をすることができずに本件申請を却下したのであるから、請求人の上記主張は、本件処分の取消理由とはなり得ない。

したがって、請求人の上記主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成